

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第四条	基本方針	児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援
児童発達支援	従 う べ き 基 準			第五条	(従業者の 員数)	指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)(に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第63号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が十までのもの 二以上 ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。))一以上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。))を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。))を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 一 嘱託医 一以上 二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)) 一以上 三 児童指導員又は保育士 一以上 四 機能訓練担当職員 一以上 五 児童発達支援管理責任者 一以上 4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。 6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 7 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。	

サービス 種類	基準1 [従 う べき]	基準2 [標 準]	基準3 [参 照]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援 (児童発達支援センター)	従 う べき 基準			第六条	(従業者の 員数)	指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。 一 嘱託医 一以上 二 児童指導員及び保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上 ロ 児童指導員 一以上 ハ 保育士 一以上 三 栄養士 一以上 四 調理員 一以上 五 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上 二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数 4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 一 看護職員 一以上 二 機能訓練担当職員 一以上 5 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6 第一項から第四項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従うべき基準			第七条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)	(管理者)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	基準該当児童発達支援 (第五十四条の九) 基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六)
				第七条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)			共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等デイサービス (第七十一条の二)
				第七条(第五十七条、第六十七条、第七十一条の九及び第七十四条において準用する場合を含む。)			指定医療型児童発達支援 (第五十七条) 指定放課後等デイサービス (第六十七条) 指定居宅訪問型児童発達支援 (第七十一条の九) この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十一条の八第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。 指定保育所等訪問支援 (第七十四条) この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三条第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参酌すべき基準	第八条		指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定放課後等 デイサービス 共生型放課後等 デイサービス
	従うべき基準			第八条第二項(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)	(従たる事業所を設置する場合における特例)	2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。	共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等 デイサービス (第七十一条の二)
				第八条第二項(第六十七条において準用する場合を含む。)			指定放課後等 デイサービス (第六十七条)
児童発達支援			参酌すべき基準	第九条	(設備)	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援
児童発達支援 児童発達支援センター	従うべき基準			第十条第一項(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)	(設備)	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、この限りでない。 一 指導訓練室 二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援
				第十条第二項第一号イ		イ 定員は、おおむね十人とする。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援
			参酌すべき基準	第十条第三項第四項		3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。 4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援

サービス種類	基準1 [従うべき]	基準2 [標準]	基準3 [参酌]	根拠	項目	内容	準用とするサービス
児童発達支援		標準とすべき基準		第十一条	(利用定員)	指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては、利用定員を五人以上とすることができる。	
児童発達支援	従うべき基準			第十二条 (第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)	(内容及び 手続の説明及び同意)	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。	基準該当児童発達支援 (第五十四条の九) 基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六)
				第十二条 (第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)			共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等デイサービス (第七十一条の二)
				第十二条 (第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)			指定医療型児童発達支援 (第六十四条) 指定放課後等デイサービス (第七十一条) 指定居宅訪問型児童発達支援 (第七十一条の十四) 指定保育所等訪問支援 (第七十九条)
児童発達支援			参酌すべき基準	第十三条	(契約支給量の報告等)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。 4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従うべき基準			第十四条 (第五十四 条の九及 び第七十 一条の六 において 準用する 場合に限 る。)	(提供拒否 の禁止)	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。	基準該当児童 発達支援 (第五十四条の 九) 基準該当放課 後等デイベ ン ス (第七十一条の 六)
				第十四条 (第六十四 条、第七 十一条、 第七十一 条の十四 及び第七 十九条に おいて準 用する場 合を含む。)			指定医療型児 童発達支援 (第六十四条) 指定放課後等 デイベン ス (第七十一条) 指定居宅訪問 型児童発達支 援 (第七十一条の 十四) 指定保育所等 訪問支援 (第七十九条)
				第十四条 (第五十四 条の五及 び第七十 一条の二 において 準用する 場合に限 る。)			共生型児童発 達支援 (第五十四条の 五) 共生型放課後 等デイベン ス (第七十一条の 二)
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第十五条	(連絡調整 に対する 協力)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	共生型児童発 達支援 基準該当児童 発達支援 指定医療型児 童発達支援 指定放課後等 デイベン ス 共生型放課後 等デイベン ス 基準該当放課 後等デイベ ン ス 指定居宅訪問 型児童発達支 援 指定保育所等 訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第十六条	(サービス 提供困難 時の対応)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第十七条	(受給資格 の確認)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第十八条	(障害児通 所給付費 の支給に 係る援助)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第十九条	(心身の状 況等の把 握)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十条	(指定障害児通所支援事業者等との連携等)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十一条	(サービスの提供の記録)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十二 条	(指定児童 発達支援 事業者が 通所給付 決定保護 者に求め ることので きる金銭 の支払の 範囲等)	指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十三 条	(通所利用 者負担額 の受領)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援(第一項・第四項を除く)
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十四 条	(通所利用 者負担額 に係る管 理)	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。	共生型児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十五条	(障害児通 所給付費 の額に係 る通知等)	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援（第一項を除く） 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス （第二項のみ） 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十六条	(指定児童 発達支援 の取扱方 針)	指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 （第四項・第五項を除く） 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 （第四項・第五項を除く） 指定保育所等訪問支援 （第四項・第五項を除く）

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十七 条	(児童発達 支援計画 の作成等)	指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十八 条	(児童発達 支援管理 責任者の 責務)	児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第二十九 条	(相談及び 援助)	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十条 第一項・第 二項・第三 項・第五項	(指導、訓 練等)	指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。	
	従 う べ き 基 準			第三十条 第四項(第 六十四条、 第七十一 条、第七 十一条の 十四及び 第七十九 条において 準用する 場合を含 む。)		4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に 従事させなければならない。	指定医療型児童発達支援 (第六十四条) 指定放課後等 デイサービス (第七十一条) 指定居宅訪問 型児童発達支 援 (第七十一条の 十四) 指定保育所等 訪問支援 (第七十九条)

サービス 種類	基準1 [従 う べき]	基準2 [標 準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従 う べき 基準			第三十条 第四項(第 五十四条 の九及び 第七十一 条の六に おいて準 用する場 合に限 る。)	(指導、訓 練等)	4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に 従事させなければならない。	基準該当児童 発達支援 (第五十四条の 九) 基準該当放課 後等デイサー ビス (第七十一条の 六)
				第三十条 第四項(第 五十四条 の五及び 第七十一 条の二に おいて準 用する場 合に限 る。)			共生型児童発 達支援 (第五十四条の 五) 共生型放課後 等デイサービス (第七十一条の 二)
児童発達支援			参 酌 す べ き 基準	第三十一 条	(食事)	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第四項 において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、で きる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するもの でなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養 並びに障害児の身体的状況及び 嗜好を考慮したものでなければならない。 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本とし ての食を営む力の育成に努めなければならない。	共生型児童発 達支援 指定医療型児 童発達支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基準	第三十二 条	(社会生活 上の便宜 の供与等)	指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の ためのレクリエーション行事を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努め なければならない。	共生型児童発 達支援 基準該当児童 発達支援 指定医療型児 童発達支援 指定放課後等 デイサービス 共生型放課後 等デイサービス 基準該当放課 後等デイサー ビス 指定居宅訪問 型児童発達支 援 指定保育所等 訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス				
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十三 条	(健康管理)	指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	共生型児童発達支援 指定医療型児童発達支援
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断										
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十四 条	(緊急時等の対応)	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援				
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十五 条	(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援				

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十六 条	(管理者の 責務)	指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十七 条	(運営規 程)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十八 条	(勤務体制 の確保等)	指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第三十九 条	(定員の遵 守)	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第四十条	(非常災害 対策)	指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第四十一 条	(衛生管理 等)	指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第四十二 条	(協力医療 機関)	指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第四十三 条	(掲示)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援	従 う べ き 基 準			第四十四 条(第五 十四条の 五及び第 七十一 条の二に おいて準 用する場 合に限る。) 第四十四 条(第五 十四条の 九及び第 七十一 条の六に おいて準 用する場 合に限る。) 第四十四 条(第六 十四条、 第七十一 条、第七 十一条の 十四及び 第七十九 条におい て準用す る場合を 含む。)	(身体拘束 等の禁止)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。	共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等デイサービス (第七十一条の二) 基準該当児童発達支援 (第五十四条の九) 基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六) 指定医療型児童発達支援 (第六十四条) 指定放課後等デイサービス (第七十一条) 指定居宅訪問型児童発達支援 (第七十一条の十四) 指定保育所等訪問支援 (第七十九条)

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従うべき基準			第四十五条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)	(虐待等の禁止)	指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	基準該当児童発達支援 (第五十四条の九) 基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六)
				第四十五条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)			共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等デイサービス (第七十一条の二)
				第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)			指定医療型児童発達支援 (第六十四条) 指定放課後等デイサービス (第七十一条) 指定居宅訪問型児童発達支援 (第七十一条の十四) 指定保育所等訪問支援 (第七十九条)
児童発達支援	従うべき基準			第四十六条(第五十四条の五において準用する場合に限る。)	(懲戒に係る権限の濫用禁止)	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	共生型児童発達支援 (第五十四条の五)
				第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)			指定医療型児童発達支援 (第六十四条)
児童発達支援	従うべき基準			第四十七条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)	(秘密保持等)	指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。	共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等デイサービス (第七十一条の二)
				第四十七条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)			基準該当児童発達支援 (第五十四条の九) 基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六)

サービス 種類	基準1 [従 う べき]	基準2 [標 準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従 う べき 基準			第四十七 条(第六 十四、第 七十一 条、第七 十一条の 十四及び 第七十九 条におい て準用す る場合を 含む。)	(秘密保持 等)	指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。	指定医療型児童発達支援(第六十四条) 指定放課後等デイサービス(第七十一条) 指定居宅訪問型児童発達支援(第七十一条の十四) 指定保育所等訪問支援(第七十九条)
児童発達支援			参 酌 す べき 基準	第四十八 条	(情報の提 供等)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス
児童発達支援			参 酌 す べき 基準	第四十九 条	(利益供与 等の禁止)	指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第五十条	(苦情解 決)	指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十二第一項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しなければならない。 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第五十一条	(地域との 連携等)	指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援(第二項を除く) 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス (第一項のみ) 共生型放課後等デイサービス (第一項のみ) 基準該当放課後等デイサービス (第一項のみ) 指定居宅訪問型児童発達支援 (第一項のみ) 指定保育所等訪問支援 (第一項のみ)
児童発達支援	従 う べ き 基 準			第五十二条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)	(事故発生 時の対応)	指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	基準該当児童発達支援 (第五十四条の九) 基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六)

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従うべき基準			第五十二条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)	(事故発生時の対応)	指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	共生型児童発達支援 (第五十四条の五) 共生型放課後等デイサービス (第七十一条の二)
				第五十二条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)			指定医療型児童発達支援 (第六十四条) 指定放課後等デイサービス (第七十一条) 指定居宅訪問型児童発達支援 (第七十一条の十四) 指定保育所等訪問支援 (第七十九条)
児童発達支援			参酌すべき基準	第五十三条	(会計の区分)	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
児童発達支援			参酌すべき基準	第五十四条	(記録の整備)	指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。 一 第二十一条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録 四 第四十四条第二項に規定する身体拘束等の記録 五 第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六 第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	共生型児童発達支援 基準該当児童発達支援 指定医療型児童発達支援 指定放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス (第二項第四号まで) 基準該当放課後等デイサービス 指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従 う べ き]	基準2 [標 準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
共生型児童発達支援	従 う べ き 基 準			第五十四 条の二第 一号(第七 十一条の 二におい て準用す る場合を 含む。)		児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十四条の十において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	共生型放課後 等デイサービス (第七十一条の 二)
			参 酌 す べ き 基 準	第五十四 条の二第 二号		二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
	従 う べ き 基 準			第五十四 条の三第 一号(第七 十一条の 二におい て準用す る場合を 含む。)	(共生型児 童発達支 援の事業 を行う指 定生活介 護事業者 の基準)	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第五十四条の十一において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第五十四条の十一第一号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。	共生型放課後 等デイサービス (第七十一条の 二)
				第五十四 条の三第 二号(第七 十一条の 二におい て準用す る場合に 限る。)		二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。	共生型放課後 等デイサービス (第七十一条の 二)
			参 酌 す べ き 基 準	第五十四 条の三第 三号		三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	

サービス 種類	基準1 〔従う べき〕	基準2 〔標準〕	基準3 〔参 酌〕	根拠	項目	内容	準用とする サービス					
共生型児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第五十四 条の四第 一号	(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第五十四条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第五十四条の十二において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第六十二条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第七十一条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。 以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第五十四条の十二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第五十四条の十二において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、十八人)以下とすること。						
		標準とすべき基準				第五十四 条の四第 二号(第七 十一条の二 において準 用する場合 を含む。)	二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。 以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。 以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。 以下この条、第六十二条の三及び第七十一条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、十二人)までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>二十六人又は二十七人</td><td>十六人</td></tr><tr><td>二十八人</td><td>十七人</td></tr><tr><td>二十九人</td><td>十八人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	二十六人又は二十七人	十六人	二十八人
登録定員	利用定員											
二十六人又は二十七人	十六人											
二十八人	十七人											
二十九人	十八人											

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
共生型児童発達支援	従うべき基準			第五十四条の四第三号(第七十一条の二において準用する場合を含む。)	(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)	三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。	共生型放課後等デイサービス(第七十一条の二)
				第五十四条の四第四号(第七十一条の二において準用する場合を含む。)		四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。	共生型放課後等デイサービス(第七十一条の二)
			参酌すべき基準	第五十四条の四第五号		五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
共生型児童発達支援				第五十四条の五	(準用)	第四条、第七条、第八条及び前節(第十一条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。	
基準該当児童発達支援	従うべき基準			第五十四条の六	(従業者の員数)	児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が十までのもの 二以上 ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	
基準該当児童発達支援			参酌すべき基準	第五十四条の七	(設備)	基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
児童発達支援	基準1 [従う べき]	標準とすべき基準		第五十四条の八	(利用定員)	基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。	

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
基準該 当児童 発達 支援				第五十四 条の九	(準用)	第四条、第七条及び第四節(第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。	
基準該 当児童 発達 支援	従う べき基準			第五十四 条の十第 一号(第七 十一条の 六におい て準用す る場合を 含む。)	(指定生活 介護事業 所に関す る特例)	次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	基準該当放課 後等デイサー ビス (第七十一条の 六)
				第五十四 条の十第 二号		二 この状の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
	従う べき基準		参 酌 す べき 基準	第五十四 条の十一 第一号、 第三号	(指定通所 介護事業 所等に関 する特例)	次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の九(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。 一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
				第五十四 条の十一 第二号(第 七十一条 の六にお いて準用 する場合 を含む。)		二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。	基準該当放課 後等デイサー ビス (第七十一条の 六)

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス							
基準該当児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第五十四 条の十二 第一号・第 五号	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の九(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第一百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。								
		標準とすべき基準		第五十四 条の十二 第二号(第 七十一条 の六にお いて準用 する場合 を含む。)		二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>二十六人又は二十七人</td><td>十六人</td></tr><tr><td>二十八人</td><td>十七人</td></tr><tr><td>二十九人</td><td>十八人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	二十六人又は二十七人	十六人	二十八人	十七人	二十九人	十八人
登録定員	利用定員													
二十六人又は二十七人	十六人													
二十八人	十七人													
二十九人	十八人													

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
児童発達支援	従うべき基準			第五十四条の十二第四号(第七十一条の六において準用する場合を含む。)	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用する場合の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。	基準該当放課後等デイサービス(第七十一条の六)
医療型児童発達支援			参酌すべき基準	第五十五条	基本方針	医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。	
医療型児童発達支援	従うべき基準			第五十六条	(従業者の員数)	指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数 二 児童指導員 一以上 三 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 一以上 四 看護職員 一以上 五 理学療法士又は作業療法士 一以上 六 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。 3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	
				第五十七条	(準用)	第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。	
医療型児童発達支援	従うべき基準			第五十八条第一項第一号(病室に係る部分に限る。)	(設備)	指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	
			参酌すべき基準	第五十八条第一項第二号、第三号			
医療型児童発達支援		標準とすべき基準		第五十九条	(利用定員)	指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。	

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
医療型児童発達支援			参酌すべき基準	第六十条	(通所利用者負担額の受領)	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。 一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。	
医療型児童発達支援			参酌すべき基準	第六十一条	(障害児通所給付費の額に係る通知等)	指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。	
医療型児童発達支援			参酌すべき基準	第六十二条	(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	

サービス種類	基準1 [従うべき]	基準2 [標準]	基準3 [参酌]	根拠	項目	内容	準用とするサービス
医療型児童発達支援			参酌すべき基準	第六十三条	(運営規程)	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。) 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項	
				第六十三条の二	(情報の提供等)	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	指定居宅訪問型児童発達支援 指定保育所等訪問支援
医療型児童発達支援				第六十四条	(準用)	第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七條まで、第四十九条から第五十二條まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十六条第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。	
放課後等デイサービス			参酌すべき基準	第六十五条	基本方針	放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。	共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
放課後等 デイサービス	従う べき基準			第六十六 条	(従業者の 員数)	指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が十までのもの 二以上 ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 一 嘱託医 一以上 二 看護職員 一以上 三 児童指導員又は保育士 一以上 四 機能訓練担当職員 一以上 五 児童発達支援管理責任者 一以上 4 第一項第一号及び第二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。 6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 7 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。	
放課後等 デイサービス				第六十七 条	(準用)	第七條及び第八條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。	
放課後等 デイサービス			参 酌 す べ き 基 準	第六十八 条	(設備)	指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	

サービス種類	基準1 [従うべき]	基準2 [標準]	基準3 [参酌]	根拠	項目	内容	準用とするサービス
放課後等デイサービス		標準とすべき基準		第六十九条	(利用定員)	指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所においては、利用定員を五人以上とすることができる。	基準該当放課後等デイサービス (第七十一条の六)
				第六十九条(第七十一条の六において準用する場合に限る。)			
放課後等デイサービス		参酌すべき基準		第七十条	(通所利用者負担額の受領)	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。	共生型放課後等デイサービス 基準該当放課後等デイサービス (第一項を除く)
放課後等デイサービス				第七十一条	(準用)	第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一条第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。	
				第七十一条の二		第七條、第八條、第十二條から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一条第一項、第五十二條から第五十四條の四まで、第六十五條及び第七十條の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。	

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
基準該当放課後等 デ イ サ ー ビ ス	従 う べ き 基 準			七十一 条 の 三	(従業者の 員数)	放課後等デ イ サ ー ビ スに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等 デ イ サ ー ビ ス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施 区域内にある基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス事業所にあつては、保育士又 は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条に おいて同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デ イ サ ー ビ スの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等 デ イ サ ー ビ スの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験 者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ 又はロに定める数以上 イ 障害児の数が十までのもの 二以上 ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はそ の端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項第一号の基準該当放課後等デ イ サ ー ビ スの単位は、基準該当放課 後等デ イ サ ー ビ スであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し て一体的に行われるものをいう。 3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半 数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	
基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス			参 酌 す べ き 基 準	第七十一 条 の 四	(設備)	基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス事業所は、指導訓練を行う場所を確保する とともに、基準該当放課後等デ イ サ ー ビ スの提供に必要な設備及び備品等 を備えなければならない。 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備え なければならない。 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デ イ サ ー ビ スの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支 援に支障がない場合は、この限りでない。	
基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス		標 準 と す べ き 基 準		第七十一 条 の 五	(利用定 員)	基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス事業所は、その利用定員を十人以上とす る。	
基準該当放課後等デ イ サ ー ビ ス				第七十一 条 の 六	(準用)	第七条、第十二条から第二十二 条まで、第二十五条第二項、第二十六 条から第三十条まで、第三十二 条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七 条から第五十条まで、第五十一 条第一項、第五十二条から第五十四 条まで、第五十四条の十から第五十四 条の十二まで、第六十五条及び第七十 条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デ イ サ ー ビ スの事業について 準用する。	
居宅訪問型児童発 達支援			参 酌 す べ き 基 準	第七十一 条 の 七	基本方針	居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童 発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び 知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障 害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ 効果的な支援を行うものでなければならない。	

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
居宅訪問型児童発達支援	従うべき基準			第七十一条の八	(従業者の員数)	指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。 3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	
				第七十一条の九	(準用)	第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十一条の八第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。	
			参酌すべき基準	第七十一条の十	(設備)	指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	指定保育所等訪問支援
				第七十一条の十一	(身分を証する書類の携行)	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	指定保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援			参酌すべき基準	第七十二条の十二	(通所利用者負担額の受領)	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。	指定保育所等訪問支援

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
居宅訪問型児童発達支援			参 酌 す べ き 基 準	第七十一 条の十三	(運営規 程)	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	指定保育所等 訪問支援
				第七十一 条の十四	(準用)	第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條の十三」と、第十六條中「いう。」と、第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十一條の十二第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。	
保育所等訪問支援			参 酌 す べ き 基 準	第七十二 条	基本方針	保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。	
保育所等訪問支援	従 う べ き 基 準			第七十三 条	(従業者の 員数)	指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 一以上 2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	
保育所等訪問支援				第七十四 条	(準用)	第七條の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三條第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。	
保育所等訪問支援				第七十五 条	(準用)	第七十一條の十の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。	

サービス 種類	基準1 [従 う べき]	基準2 [標 準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
保育所等訪問支援				第七十九条	(準用)	第十二条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十号まで、第三十二条、第三十四条から第三十六号まで、第三十八号、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号、第五十号、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四号まで、第六十三号の二及び第七十一号の十一から第七十一号の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七号」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一号の十三」と、第十六条中「いう。第三十七号第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二号第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一号の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三号第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一号の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三号中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四号第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	
多機能型事業所	従うべき基準			第八十条	(従業者の員数に関する特例)	多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六号、第六十六号第一項、第二項及び第四項、第七十一号の八第一項並びに第七十三号第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六号第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六号第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六号第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一号の八第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三号第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。 2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第五条第五項及び第六十六号第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	
多機能型事業所			参酌すべき基準	第八十一条	(設備に関する特例)	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	

サービス 種類	基準1 [従う べき]	基準2 [標準]	基準3 [参 酌]	根拠	項目	内容	準用とする サービス
多機能型事業所		標準とすべき基準		第八十二条	(利用定員に関する特例)	多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。 2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。 4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。 5 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。	